

## 物品調達等に関する不適正な事務処理に係る調査報告(知事部局)概要

### 1. 不適正経理の発生総額

所属数	預け金	所属数	差し替え	所属数	不適正現金	所属数	合計
16	1,979万円	94	7,493万円	1	0.3万円	97	9,472万円

※中間報告時点から差し替え25万円を追加、所属数は変動なし

※同一部署が複数の事例に該当したケースもあるため、各所属数の計は合計の欄の所属数とは一致しない

### 2. 「業務との関連性について調査中の物品」の調査結果について

中間報告(知事部局)で「業務との関連性について調査中の物品」としていた調査結果は以下のとおり。

なお、刑法上の横領とまで認められる事例はなかった。

#### ■調査結果

中間報告で「調査中物品」としていたもの					
[68件]		業務との関連上、公費で購入 することが不適切な物品 [48件]		公費で購入可能であるが、保 管・利用状況が不適切な物品 [20件]	
※同一部署において両区分に該当す る物品があるため所属計は一致しない					
所属	金額	所属	金額	所属	金額
14	232万円	14	99万円	1	133万円
		[具体例] 任意協議会印、香典・のし袋、 冷蔵庫、バット、地球儀、コンポ 等		[具体例] ビジネスバッグ、パソコン、デジ カメ	

※購入金額全額を関係した職員個人や関係所属職員に返還させる

※関わった職員については、その利用責任の程度を判断し、厳正な処分を行う

特に発生件数の多かった球磨地域振興局農地整備課(2,098,267円)は、平成15年度から平成16年度にかけ、主として当時の庶務担当職員が年度末の予算を使い切ることを目的に不適正な事務処理を行っていたことが判明した。

### 3. 再発防止策

#### (1) 不適正な経理処理の背景・要因

##### ■ 預け金に係る主な背景・要因

	背景・要因
1	予算の使い切り
2	納品検査の不徹底
3	職員の公金意識の希薄さ

##### ■ 差し替えに係る主な背景・要因

	背景・要因
1	職員の公金意識の希薄さ
2	納品検査の不徹底
3	財源不足、予算流用手段の制約

※不適正な経理が行われた所属に複数回答を求めた結果、主な要因として挙げられた項目

#### (2) 再発防止策

職員の意識を改革し、納品検査の徹底など不適正な経理を行えないようなシステムを構築したうえで、緊急時等の弾力性を確保する。一方で、調達した物品の情報公開を行い、透明性を確保する。

##### ■ 主な再発防止策（共通）

項目	内容
I 職員の意識改革、資質向上	・全職員を対象とした公務員倫理及び法令遵守研修の充実 ・会計事務・物品調達・物品管理事務等マニュアル作成 等
II 物品調達・物品管理システム	・検査体制の確保と納品検査の徹底 ・物品納入業者からの通報制度創設とペナルティの明確化 ・物品購入状況の情報公開の拡大 等
III 予算執行システム	・備品購入費の各部局への予備費的な予算措置 ・流用手続きの弾力化 ・歳出削減策に係る優遇措置 等
IV 指導・検査、監査体制	・重点化した監査の実施 ・随時監査の積極的实施 等
V その他	・懲戒処分の指針の改正 ・国庫補助のあり方に関する政府提案 等

#### 4. 不適正な経理処理に係る職員からの返還金及び職員の処分

##### (1) 職員等による返還

返還金については全職員で負担していくほか、平成15年度以降の退職者にも返還の協力を求めていく。

##### ※返還額の考え方

管理調達課が調達した備品落札率と不適正経理で取得した備品相当品の値下げ率を比較し、割高となっている部分を県の損害として想定。

(損失率: 預け金…13.6%、差し替え…11.2%)

##### ■返還総額

返還額 (=損害額)	1,954万円
---------------	---------

##### ■職員の負担額(知事部局)

区 分	負担額
部長級	2万円
次長級	1万5千円
課長級	1万円
補佐級	5千円
係長級	3千円
主事級	1千円

##### (2) 職員の処分等

##### ① 特別職について

区 分	給料月額	減額内容
知 事	100分の20	2か月
副 知 事	100分の10	1か月

※上記は、返還も加味した減額措置とする。

##### ② 一般職について

- ・ 業務利用が認められなかった物品に関わった職員については、個々の状況を確認したうえで、その利用責任の程度を判断し、厳正な処分を行う。
- ・ 「預け金」及び「差し替え」に係る事務処理に関する処分の考え方は以下のとおり。

区 分	対 象 者	今回の基本量定
預 け 金	担当者(検査員、立会人等)及びサービス監督者(所属長等)	文書訓告
差し替え	担当者(検査員、立会人等)及びサービス監督者(所属長等)	口頭訓告

- ・ 各部(局)長の責任については、本庁部長職の管理責任を問い、各部(局)長に対して文書訓告を行う。